

事案簡明な事件の弁護士費用

段階	費用の種類	弁護士費用(消費税別)	備考
起訴前弁護	着手金	300,000 円～400,000 円	事案に応じて協議によって 定めます。
	報酬金	同上	公判請求(起訴)されなかつ た場合(不起訴・略式手続等 で終了)にお支払いいただき ます。
起訴後弁護	着手金	300,000 円～400,000 円	事案に応じて協議によって 定めます。
	報酬金	同上	無罪・執行猶予・減刑等、成 果の程度に応じてお支払い いただきます。
	日当	半日 30,000 円	遠方の警察署や裁判所など に赴く場合に発生。
		1 日 50,000 円	
	実費	実際にかかった金額	

※事案簡明な事件とは、起訴前については事実関係に争いが無い事件、起訴後については公判最終までの開廷回数が2回程度までと見込まれる情状事件をいいます。

※依頼者本人との接見、身体拘束の解放手続(勾留阻止や保釈等)、被害者との示談交渉等は、上記の着手金・報酬金の中に含まれておりますので、別途請求することはありません。

※日当は、警察署や裁判所等まで片道1時間以上を要する場合に請求させていただきます。

事案簡明な事件以外の弁護士費用

段階	費用の種類	弁護士費用(消費税別)	備考
起訴前弁護	着手金	最低額を 500,000 円とし、協議の上定める。	事案の複雑さ・困難さなどに応じて、協議によって定めます。
	報酬金	同上	
起訴後弁護	着手金	最低額を 500,000 円とし、協議の上定める。	事案の複雑さ・困難さなどに応じて、協議によって定めます。
	報酬金	同上	
	日当	半日 30,000 円	遠方の警察署・裁判所などに赴く場合に発生。
		1 日 50,000 円	
	実費	実際にかかった金額	

※事案簡明な事件以外とは、起訴前については否認事件その他複雑な事情や争点が見込まれる事件、起訴後については公判終結までの開廷回数が 2 回を越える事件をいいます。無罪を主張する事件、裁判員裁判対象事件などがその典型例です。